

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業
(スマート農業機械等の導入)

1 対象品目・分野

○水田・畑作 ○園芸 ○その他

2 事業概要

サービス提供に必要なスマート農業機械等の導入に係る経費を支援します。

- ・施肥・防除の受託面積を拡大するために農業用ドローンを購入する
- ・新規で収穫作業の代行を始めるためにコンバインを購入する など

3 利用対象者

農業支援サービス事業体

4 支援内容

- (1) **補 助 要 件**：概ね都道府県域でサービス事業を提供するサービス事業者であること
- (2) **対 象 経 費**：サービス事業を実施するために直接必要なスマート農業機械等の導入またはリース導入に係る経費
- (3) **補 助 率**：事業費の1/2以内
- (4) **補助上限額**：1事業実施主体当たりの上限額は1,500万円
スマート農業機械等を導入する場合は3,000万円
生産方式革新実施計画において促進事業者として位置づけられ、かつ取組内容が当該計画の内容と一致する場合は5,000万円

5 募集期間

- (1) 募集期間：令和8年6月11日～7月14日
※募集終了後も随時相談は受け付けております。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：県ホームページからダウンロード
- (3) 申込み先：農林水産部農業経営・所得向上推進課

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
(2) 担当(係)名：働き手確保対策担当
(3) 電話番号：023-630-2382

スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業

1 対象品目・分野

○水田・畑作 ○園芸 ○その他

2 事業概要

産地における品目ごとの技術課題解決のため、スマート農業技術の導入とその効果を高める栽培体系への転換の取組に係る農業機械の導入費や関連経費を支援します。

【取組例】

○水稻【技術課題】：土地生産性（収量性）の向上

・栽培管理システムから得られるデータを産地内で共有し、農薬・肥料の散布作業適期を決定。この農薬、肥料の散布作業を確実にを行うため、農業用ドローンを活用。

○野菜・花き【技術課題】：機械利用効率を高めるための動線確保等の栽培体系の導入

・収穫ロボットを導入するとともに、その導入効果を高めるために農業用ハウス床面の整地や通路幅を最適化。など

※下線がスマート農業技術、波線が生産方式の転換、点線が導入する農業機械

3 利用対象者 ※(1)か(2)のいずれか

- (1) 地域農業再生協議会等が作成する「産地スマート計画」に参加する農業者、農業者団体等
- (2) スマート農業技術活用促進法における生産方式革新実施計画の認定を受けた者、及び同計画について地方農政局との協議が終了しており、事業実施期間中に認定を受けることが確実と見込まれる者

4 支援内容

- (1) 補助要件：都道府県等内で事業を実施する農業者、農業者団体等であること
- (2) 対象経費：① 農業機械の購入またはリース導入に係る費用
② ①に係る人材育成に要する研修受講費、保険料等の経費
③ ①で導入した機械の利用効率を高める栽培体系への転換に必要な畔取り、畦の緩傾斜化、改植等の経費
- (3) 補助率：① 事業費の1/2以内
② 上限額内の実費
③ 事業費の1/2以内
- (4) 補助上限額：1事業実施主体当たり①、②、③合計で2.5億円（②は1,500万円）

5 募集期間

- (1) 募集期間：令和8年6月19日～6月30日
※募集終了後も随時相談は受け付けております。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：農林水産省ホームページからダウンロード
- (3) 申込み先：3の(2)の場合、農林水産部農業経営・所得向上推進課
※3の(1)の場合は市町村（地域農業再生協議会）

6 問合せ先

【県庁】※3の(2)の場合

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当(係)名：働き手確保対策担当
- (3) 電話番号：023-630-2382

農業基盤整備促進事業費補助金（農業基盤整備促進事業）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

2 事業概要

農業の経営規模の拡大や農作物の高付加価値化・品質向上等に取り組む際に支障となる農地の区画狭小・排水不良や農業用水の不足等の課題解決に向けて、地域の実情に応じたきめ細かな対応を図るための農業用排水路等の農業生産基盤の整備に対して支援します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、土地改良区・県土連、地方公共団体

4 支援内容

(1) 補助要件：事業費200万円以上、農業者2人以上

(2) 対象経費：

○ 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地保全施設等の整備に要する工事費（ハード事業）

○ 営農支援のための対策（実証展示ほの設置、農産物の需給動向の把握、輪作体系の検討、販売先に係る調査、農業機械のリース等）に要する経費（ソフト事業）

(3) 補助率：64%以内（指定地域※は69%以内）

※過疎、山村振興、特定農山村、特別豪雪、離島、半島、急傾斜、指定棚田

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

(5) その他（補助を受けられる期間等について）：

○ ハード事業のみ実施する場合：最大3年

○ ソフト事業、ハード事業の両方実施する場合：最大5年

5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：計画調整担当

(3) 電話番号：	村山総合支庁農村計画課	0 2 3 - 6 2 1 - 8 3 8 8
	最上総合支庁農村計画課	0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 4 0
	置賜総合支庁農村計画課	0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 5 7
	庄内総合支庁農村計画課	0 2 3 5 - 6 6 - 5 5 5 3